

全国航空消防防災協議会 平成12年度第1回研修会開催される

全国航空消防防災協議会では、平成12年度第1回研修会を7月4日(火)・5日(水)に高知県で開催した。開催地として協力いただいた高知県から次のような報告が寄せられたので紹介する。

7月4日(火)・5日(水)に平成12年度全国航空消防防災協議会第1回研修会が16日高知県で開催されました。会場となった高知市の高知会館は路面電車の走る国道を挟んで、すぐ北側に土佐24万石の高知城、そして坂本龍馬の生誕地も近く、史跡を散策するには便利な場所にあります。

この研修会には40都道府県及び7市の消防航空隊から90名の方が参加されました。

まず、研修会の開講にあたり全国航空消防防災協議会の鶴谷利夫事務局長、開催地高知県の塩田始消防交通安全課長、来賓の自治省消防庁鷺坂長美救急救助課長からそれぞれあいさつがありました。

以下に講義の概要を報告します。

●第1日目

講義1「安全と法律」

東海大学助教授 池田良彦氏

一般に「分からない」とされる法律解釈を、ミスつまり過失という事故について、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第6条」を例に、講義が行われました。

刑事過失責任を①犯罪とされる行為の範囲、②刑法における因果関係、③犯罪の成立する要件、④過失責任についての4項目に分けて検察庁の判断基準となり得る要件や法律的な意味などを限られた時間の中で分かりやすく講義して

いただき、起訴する側の判断基準を概略、理解することができる内容でありました。運航関係者にとって非常に厳しい「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第6条は、法を作った側（立法者）によると、人の支障が必要条件でないばかりか、墜落、転覆の可能性があれば適用でき、航空機の墜落等も必要条件でないということでした。

講義2「航空法の一部改正について」

運輸省航空局技術部運航課企画係長 湊 孝一氏

講義の内容は、主として航空事業参入の規制緩和、操縦士・整備士の資格・免許制度、航空機に装備しなければならない装備品ついてでした、ほかに、航空審議会を経ての航空法の改正手順や、航空機事故の起訴は検察庁の判断によること等の具体的なお話を伺い、いつもとは、ひと味違った航空局を知ることができました。

質疑応答

従来は時間不足で十分実施できない場合が多かったため、今回の研修会では自治省及び航空局等の回答が文書で配布されるとともに自治省消防庁救急救助課航空係長の原修氏が説明をされた。

●第2日目

意見交換

各航空隊から、運航上の問題、消防防災航空体制上の問題、教育訓練上の問題、航空事故防止上の問題、その他の問題にグループ整理された資料が配付されました、配付資料を基に提案者が説明し、挙手等により他県の状況を把握することで、駆け足ながらもすべての質問が討議されました。

高知県消防航空隊の報告

宮城県防災航空隊長 浅野秀治氏

意見交換のための時間が不足する中で、貴重な時間を頂くのは大変心苦しいものでしたが、遠くから参加された方々に高知県を少しでも知っていただければとPRさせていただきました。

その他

研修会の前後に、高知県消防防災航空隊にきていただきました8団体15名の方から貴重なお話を伺うことができました。全国航空消防防災協議会の皆様、高知においでの際は、是非私たちの事務所にお立ち寄りください。